

# 水文・水資源学会国際集会参加若手助成制度運用内規

令和5年12月26日理事会申し合わせ

第1条 表彰運用内規7.に基づき、論文奨励賞受賞者は受賞翌年度からの7年度間で1回、国際集会参加若手助成制度に申請できることとする。

第2条 助成対象となる国際集会は、以下のものとする。

- (1) 水文水資源学会が、主催、共催、後援する国際研究集会。
- (2) 国際的な機関・学会が主催し、原則として50名以上の参加が見込まれる研究集会。

第3条 大会参加費と旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊料、日当）を助成対象とする。

第4条 鉄道賃の額は、その出張に必要な次の各号に掲げる運賃等の合計額とする。

- (1) 運賃 その乗車に要する運賃の額
- (2) 急行料金 急行料金を徴する場合、その乗車に要する急行料金の額
- (3) 座席指定料金 座席指定料金を徴する場合、その乗車に要する座席指定料金の額
- (4) 寝台料金を必要とする場合、その乗車に要する寝台料金

2 前項第2号の急行料金は、特別急行列車（新幹線を含む。）を運行する路線にあつては片道100キロメートル以上、普通急行列車を運行する路線にあつては片道50キロメートル以上乗車する場合に支給する。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

3 第1項第3号の座席指定料金は、座席指定料金を徴する路線に片道50キロメートル以上乗車する場合に支給する。

第5条 船賃の額は、その出張に必要な次の各号に掲げる運賃等の合計額とする。

- (1) 運賃 その乗船に要する運賃の額
- (2) 急行料金を必要とする場合 その乗船に要する急行料金
- (3) 寝台料金を必要とする場合 その乗船に要する寝台料金
- (4) 座席指定料金を必要とする場合 その乗船に要する座席指定料

第6条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃の額とする。ただし、特にやむを得ない場合を除き普通運賃とし、プレミアムエコノミー、ビジネス、スーパーシート等の利用料は支給しない。

第7条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料の額とする。ただし、その額が1泊あたり2万円を超えるときは、2万円とする。

第8条 申請者は、参加を希望する国際集会の概要と大会参加費、旅費の見積もりを添えて、総務委員長に申請すること。

第9条 申請者は、大会終了後に大会参加費、旅費の領収書と、発表時の写真を総務委員長に提出すること。

第10条 日当の額は、1日当たり4,000円とする。ただし、日帰りの出張の場合は、支給しない。

第11条 総務委員長は領収書を基に、学会事務局に助成額を伝達し、送金を指示すること。

第12条 大会参加費と旅費の合計が50万円を超える場合は、50万円を支給する。

第13条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。